

平成19年10月30日
山口県報号外第62号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

〈 目 次 〉

I	山口県人事行政の運営の状況	1
1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	採用・退職等の状況	1
(2)	職員数の状況	2
2	給与等の状況	4
(1)	総括	4
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	8
(4)	職員の手当の状況	9
(5)	特別職の報酬等の状況	16
(6)	公営企業職員の状況	16
3	勤務時間その他の勤務条件	25
(1)	一般職員の勤務時間	25
(2)	年次有給休暇	25
(3)	特別休暇等	25
(4)	介護休暇	26
(5)	育児休業等	26
4	分限及び懲戒処分の状況	
(1)	分限処分者数	27
(2)	懲戒処分者数	27

5	服務の状況	28
	(1) 職務に専念する義務の免除	28
	(2) 営利企業等への従事許可	28
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	29
	(1) 研修の状況	29
	(2) 勤務成績の評定の状況	30
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	31
	(1) 保健の状況	31
	(2) 福利厚生	31
	(3) 公務災害補償	32
II 山口県人事委員会の業務の状況		33
1	職員の競争試験及び選考の状況	33
	(1) 職員の競争試験の状況	33
	(2) 選考の状況	34
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	36
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	37
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	37

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職等の状況（平成18年度）

ア 採用

区 分	試 験					選 考 採 用	計
	上 級	中 級	初 級	保健師 看護師 等	警察官		
一般行政職等	56人	2人	20人			14人	92人
医 療 職				37人		23人	60人
教 育 職						214人	214人
警 察 職					138人	21人	159人
技能労務職						人	人
計	56人	2人	20人	37人	138人	272人	525人

(注) 一般行政職等：下記以外の給料表適用者
 医療職：医療職給料表適用者
 教育職：教育職給料表適用者
 警察職：公安職給料表適用者
 技能労務職：現業職給料表適用者
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退 職

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	135人	31人	33人	16人	215人
医 療 職	5人	7人	32人	4人	48人
教 育 職	149人	70人	52人	27人	298人
警 察 職	83人	40人	53人	3人	179人
技能労務職	18人	4人	0人	6人	28人
計	390人	152人	170人	56人	768人

ウ 再任用

区 分	再任用 (常時勤務)		再任用 (短時間勤務)	
		更 新		更 新
一般行政職等	3人	2人		
医 療 職				
教 育 職	29人	13人		
警 察 職				
技能労務職	8人	4人		
計	40人	19人		

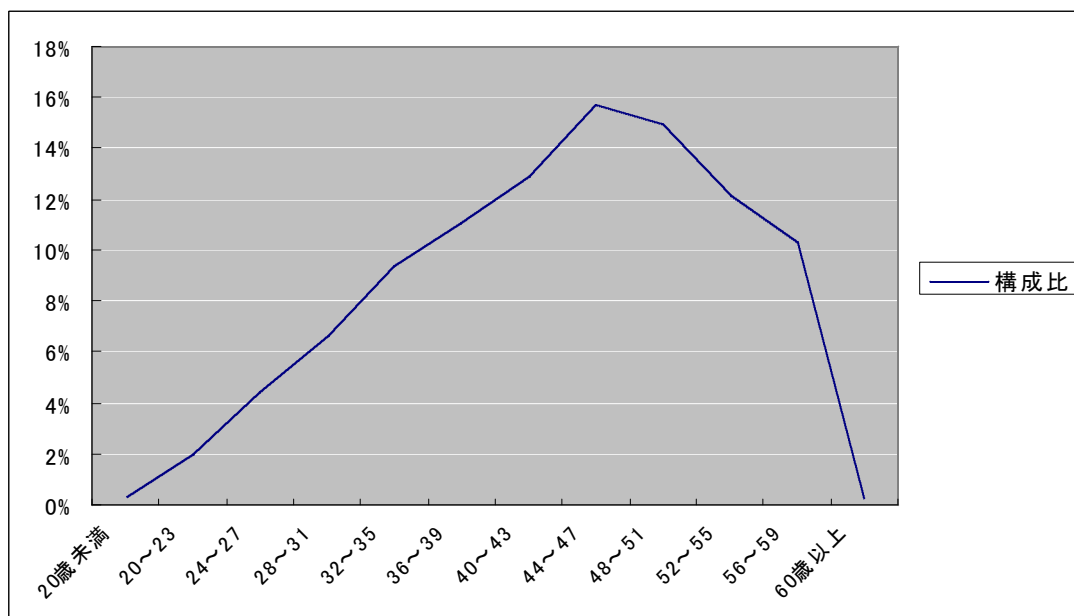
(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	平成18年度	平成19年度	増 減	主な増減理由	
一般行政部門	議 会	32人	31人	△1人	欠員による減員
	総務企画	662人	652人	△10人	国民文化祭の終了による減員
	税 務	285人	294人	9人	税務電算システム再開発による増員
	民 生	325人	306人	△19人	福祉施設調理業務外部委託による減員
	衛 生	633人	621人	△12人	環境保健センターの組織見直しによる減員
	労 働	102人	98人	△4人	産業技術学校訓練科目の見直しによる減員
	農林水産	1,202人	1,170人	△32人	農林総合技術センターへの統合による減員
	商 工	190人	193人	3人	国際観光業務の推進による増員
	土 木	1,106人	1,080人	△26人	公共事業の進ちょくによる減員
小 計	4,537人	4,445人	△92人		
特別行政部門	教 育	12,778人	12,647人	△131人	児童数及び生徒数の減少による減員
	警 察	3,529人	3,524人	△5人	警察署の廃止による減員
	小 計	16,307人	16,171人	△136人	
公営企業等会計部門	病 院	651人	667人	16人	精神科救急医療等の診療体制強化による増員
	そ の 他	141人	138人	△3人	発電所業務の集中化による減員
	小 計	792人	805人	13人	
合 計	21,636人 [23,149人]	21,421人 [22,979人]	△215人 [△170人]		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含む。
 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	66人	423人	945人	1,418人	2,013人	2,367人

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2,768人	3,372人	3,201人	2,593人	2,204人	51人	21,421人

ウ 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

(ア) 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	
21,914人	20,750人	△1,164人(5.3%減)

(イ) 定員適正化計画の年次別進ちょく状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分		平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	数値目標
一般行政部門	増員		105人	96人	
	減員		△211人	△188人	
	差引		(26.5%) △106人	(49.5%) △92人	△400人
	職員数	4,643人	4,537人	4,445人	4,252人

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

区分		平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	数値目標
特別行政	増員		184人	77人	
	減員		△367人	△213人	
	差引		(23.6%) △183人	(41.2%) △136人	△774人
	職員数	16,490人	16,307人	16,171人	15,716人
公営企業等会計	増員		25人	16人	
	減員		△14人	△3人	
	差引		(110%) 11人	(240%) 13人	10人
	職員数	781人	792人	805人	782人
計	増員		314人	189人	
	減員		△592人	△404人	
	差引		(23.9%) △278人	(42.4%) △215人	△1,164人
	職員数	21,914人	21,636人	21,421人	20,750人

2 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	1,475,049 人	705,625,700 千円	3,653,104 千円	202,979,961 千円	28.8 %	28.3 %

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	20,843 人	96,317,872 千円	17,726,639 千円	38,925,616 千円	152,970,127 千円	7,339 千円

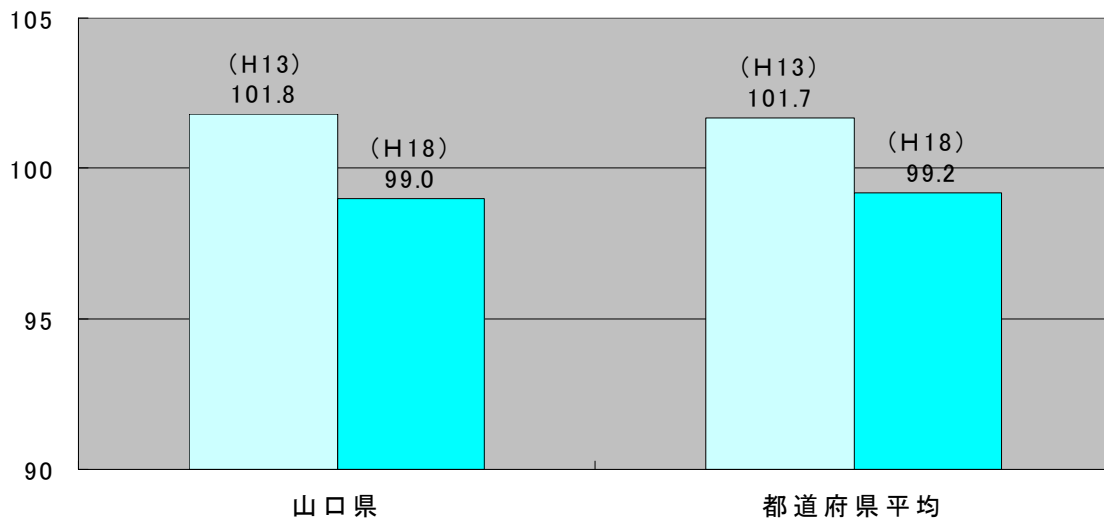
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

ウ 給与等の減額措置の状況

現在の社会経済情勢等を踏まえ、平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間（議長、副議長及び議員については、平成15年4月1日から同年6月30日及び平成19年4月1日から同年7月31日までの間を除く。）において、知事等特別職の職員等の給与等の一部を減額する措置を実施しています。

対 象 者	減額の内容
知事、副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額の5%
議長、副議長、議員	報酬月額5%
特別管理職員等	管理職手当の月額10%

エ ラスパイレス指数の状況（平成18年4月1日現在）



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
（平成18年4月1日現在）

99.0

（注）H18.4.1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。
※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

（ア）一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	43.5歳	352,525円	426,831円	378,802円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
山口県	47.4歳	376人	342,785円	383,462円	355,921円	—	—	—	—
うち校務技士等	46.1歳	116人	330,251円	356,503円	345,828円	用務員	53.9歳	227.2千円	1.57
うち調理員	50.3歳	45人	352,543円	384,328円	365,337円	調理士	44.3歳	271.5千円	1.42
うち運転士	46.3歳	32人	329,308円	393,952円	380,524円	自動車運転手	47.4歳	269.9千円	1.46
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,876,042円	3,284.3千円	1.79
うち調理員	6,343,014円	3,641.2千円	1.74
うち運転士	6,362,627円	3,956.4千円	1.61

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

- ※「うち○○○○」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。
 ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
 ※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載しています。
 ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	44.4歳	405,406円	465,935円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	44.6歳	402,256円	453,201円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	42.1歳	356,378円	473,702円	385,307円
国	42.0歳	332,446円	—	379,710円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査にて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		山口県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	170,200円
	高校卒	142,800円	138,400円
警察職	高校卒	166,400円	156,200円
高等学校教育職	大学卒	197,400円	—
小・中学校教育職	大学卒	197,400円	—
技能労務職	高校卒	140,300円	—

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

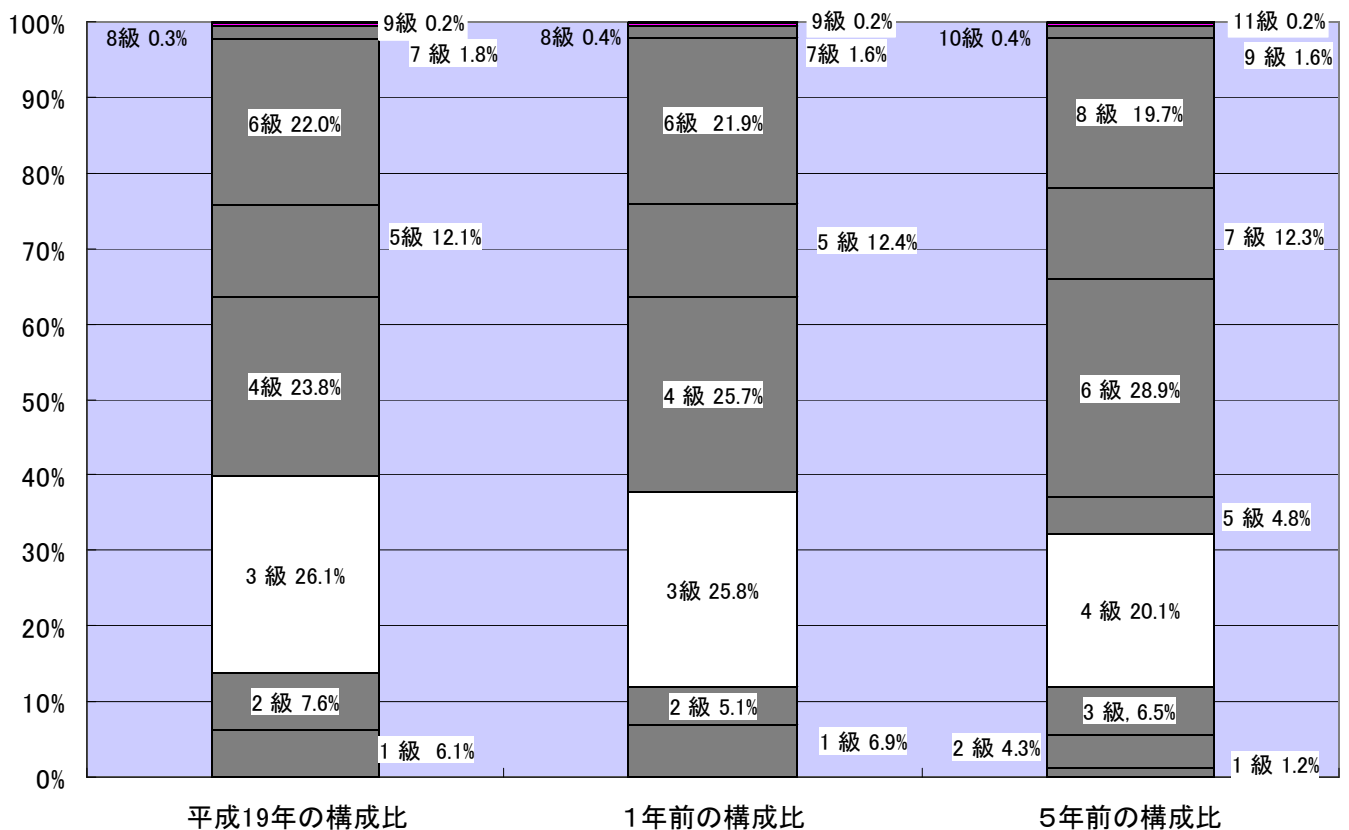
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,580円	319,983円	379,184円
	高校卒	220,719円	269,127円	313,213円
警察職	高校卒	253,464円	299,645円	356,312円
高等学校教育職	大学卒	307,672円	362,642円	409,286円
小・中学校教育職	大学卒	308,558円	363,597円	405,783円
技能労務職	高校卒	216,019円	260,944円	309,231円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	本庁部長	10人	0.2%
8級	困難部次長	14	0.3
7級	本庁部次長	86	1.8
6級	本庁課長	1,054	22.0
5級	相当困難主査	579	12.1
4級	主査	1,145	23.8
3級	主任	1,253	26.1
2級	係員	365	7.6
1級	係員	295	6.1

- (注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

イ 昇給への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務実績の評定の実施状況 平成18年度から管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。 また、その他の職員に対しては、「能力評価」の試行を開始しています。</p> <p>2 昇給への勤務実績の反映状況 管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。</p>

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,908千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務実績の評定の実施状況 平成18年度から管理職に対し、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職について、実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。</p>

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額		
		6,658千円			27,461千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成18年度決算)			201,291千円
支給対象職員1人あたり平均支給年額 (平成18年度決算)			81,198円
支給対象地域 (職種)	支給対象人数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	21人	14%	14%
大阪市	6人	12%	12%
福岡市	0人	8%	8%
つくば市	0人	6%	6%
広島市	7人	5%	5%
岡山市	1人	3%	3%
下関市	2,327人	1%	1%
周南市	1,777人	0%	2%
上記以外の市町村	17,052人	0%	0%
医師	100人	12%	12%
平均支給率		0.2%	0.4%

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域 (職種)	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
つくば市	12%	12%
福岡市	10%	10%
広島市	10%	10%
岡山市	3%	3%
下関市	0%	0%
周南市	0%	3%
医師	15%	15%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		899,387千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		109,990円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成18年度）		37.9%	
手当の種類		20種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	日額 300円
	(3) こころの医療センターに勤務する職員	(3) 患者に直接接して行う診療、看護等の業務	日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	(1) 日額 300円
	(2) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(2) 動物の治療、処分、飼育管理	(2) 日額 850円
死体取扱手当	病院に勤務する職員	外部からの死体運搬業務、解剖介助業務、死後の処理業務	1体 620円 (運搬業務 300円)
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	4時間以上 1回 3,300円 2時間～4時間 2,900円 2時間未満 2,000円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1) 日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2) 日額 850円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
漁業実習手当	水産高校所属の船舶に乗船する職員等	漁業実習作業	日額 700～2,900円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 総合医療センターに勤務する医師等 (4) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (5) 農林総合技術センター等に勤務する職員 (6) 水産事務所等に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) エックス線その他の放射線を照射する作業又はこれを補助する作業 (4) 司法警察員の業務及びけん銃訓練 (5) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (6) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(1) 日額 300円 (2) 日額 300円 (3) 日額 300円 (4) 日額 1,500円 (5) 1時間 100～120円 (6) 日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教育特殊業務手当	教育職給料表(一)または(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務	(1) 日額 3,000～3,200円 (2) 日額 1,700円 (3) 日額 1,700円 (4) 日額 1,200円 (5) 日額 900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 240～4,600円等

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	3,757,203千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	175千円
支給実績（平成17年度決算）	3,843,707千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	176千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 〔職員の属する級及び管理職手当区分に応じ〕 33,000～137,000円	異	<手当額> 46,300～137,700円	千円 1,390,987	円 724,850
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (3) 職員に扶養親族でない配偶者がある場合 扶養親族のうち1人 6,500円 (4) 職員に配偶者があない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 2,779,842	円 238,921

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)
住居手当	<p><職員が自ら居住する借家></p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p><自宅> 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで: 3,000円)</p> <p><配偶者等が居住する借家> 職員が自ら居住する場合の借家にかかる手当額の2分の1に相当する額</p>	異	<自宅> 新築・購入から5年まで: 2,500円 5年以上: 0円	千円 1,401,220	円 118,567
通勤手当	<p><交通機関利用></p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p><自動車等使用> 通勤距離に応じ2,000～50,000円</p>	異	<p><交通機関利用> 運賃負担額に応じ支給。最高支給限度額月額55,000円</p> <p><自動車等使用> 使用距離に応じ2,000～24,500円</p>	千円 3,116,204	円 168,964
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>(基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算)</p>	同		千円 281,008	円 301,511
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)</p>	同		千円 755,921	円 500,610
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対し支給</p> <p>(勤務の内容、時間に応じ4,200～20,000円)</p>	同		千円 714,206	円 335,465
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>(勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務: 100分の150を乗じた額))</p>	同		千円 31,746	円 622,471

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)
初任給調整手当	医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対し支給 〔採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額：月額306,900円)〕	同		千円 2,997,036 (初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～16%を支給)	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 (給料月額6%)				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～16%)				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 (級号給に応じ5,000～20,200円)				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 (給料月額5%)				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 (給料月額10%(管理職手当受給者は8%))				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,244,500円	(1,310,000円)	
	副知事	988,000円	(1,040,000円)	
報 酬	議 長	931,000円	(980,000円)	
	副議長	836,000円	(880,000円)	
	議 員	798,000円	(840,000円)	
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成18年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成18年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.50	(1期の手当額) 31,440,000円	(支給時期) 任期毎
	副知事	給料月額 × 在職月数 × 0.40	19,968,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 6,199,204	千円 3,443,927	千円 755,190	% 12.2	% 12.3

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
18年度	人 82	千円 349,398	千円 101,421	千円 146,607	千円 597,426	千円 7,286

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.5歳	366,178円	458,150円 (607,141円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,788千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,908千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成19年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 27,047千円	1人当たり平均支給額 6,658千円 27,461千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		1,756千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		30,804円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成18年度）		69.5%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	30,671千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	374千円
支給実績（平成17年度決算）	28,572千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	336千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 33,000円～137,000円 〕	同		千円 7,429	円 825,451
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (3) 職員に扶養親族でない配偶者がある場合 扶養親族のうち1人 6,500円 (4) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 14,451	円 249,147

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成17年度決算)
住居手当	<p><職員が自ら居住する借家></p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p><自宅> 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p><配偶者等が居住する借家> 職員が自ら居住する場合の借家にかかる手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 4,164	円 78,570
初任給調整手当	<p>医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対して支給</p> <p>〔採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額306,900円)〕</p>	同		千円 —	円 —
通勤手当	<p><交通機関利用></p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p><自動車等使用(自転車を除く。)> 通勤距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 20,000	円 285,716
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 —	円 —
特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)</p>	同		千円 —	円 —
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)</p>	同		千円 —	円 —

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成18年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等または年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 —	円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 14,519	円 558,415
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額))	同		千円 76	円 25,333

イ 電気事業

(ア) 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 1,448,613	千円 193,487	千円 469,671	% 32.4	% 31.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 50	千円 209,620	千円 67,067	千円 87,272	千円 363,959	千円 7,279

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	42.2歳	359,857円	461,144円 (606,600円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,745千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,881千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成19年4月1日現在）

山口県（電気事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 9,149千円 27,258千円	1人当たり平均支給額 6,658千円 27,461千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		1,176千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		36,752円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成18年度）		64.0%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業 活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	16,963千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	339千円
支給実績（平成17年度決算）	13,986千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	285千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 33,000円～137,000円 〕	同		千円 7,440	円 826,695
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,000円 (3) 職員に扶養親族でない配偶者がある場合 扶養親族のうち1人 6,500円 (4) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 7,758	円 250,258

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成18年度決算)
住居手当	<p><職員が自ら居住する借家></p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p><自宅> 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p><配偶者等が居住する借家> 職員が自ら居住する場合の借家にかかる手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 2,657	円 78,159
通勤手当	<p><交通機関利用></p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p><自動車等使用> 通勤距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 15,693	円 364,944
初任給調整手当	<p>医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対し支給</p> <p>〔採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額306,900円)〕</p>	同		千円 —	円 —
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円	円
特地勤務手当	<p>離島その他生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)</p>	同		千円 —	千円 —
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)</p>	同		千円 —	千円 —

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成18年度決算)
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員 に対し支給 (勤務1時間につき給与額の25%)			千円 —	千円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)			千円 14,519	円 558,415
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必 要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		千円 76	円 25,333

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成19年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は翌年に繰り越すことができます。

平成18年 平均使用日数	10.6日
--------------	-------

(注) 小中学校教職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	年5日以内
	ボランティア活動	
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週から産後8週
	育児（生後1年6月に達しない子）	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子（中学校就学前）の看護	年5日以内
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。
平成18年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	3人
女性職員	15人
計	18人

(5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成18年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1人	
	1人	
女性職員	222人	3人
	293人	3人
計	223人	3人
	294人	3人

(注) 上段は平成18年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いている者の数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成18年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職	降給	
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			318人		318人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合			1人		1人
合計			319人		319人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成18年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	1人	3人	3人	1人	8人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人	3人	1人		5人
合計	3人	7人	4人	1人	15人

5 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成18年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
一般行政職員	クラス研修 新規採用職員、主事級、主任主事級、主任級、主査級、グループリーダー等	23回	1,270人
	マイセルフ研修 政策形成、危機管理実務、情報公開、経営分析、地方公務員法、民法、経済等	25回	1,066人
	サポート研修 通信教育、放送大学	3回	18人
	職場研修 新規採用職員指導者、接遇指導者養成、人材育成指導者、地域接遇等	17回	1,057人
	派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		22人
	合計		3,433人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

イ 教職員

児童生徒一人ひとりの個性や特性を最大限に伸長するとともに、豊かな人間性や社会性を育てるためには、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力を高め、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であることから、多様な教育課程を踏まえ、研修内容や研修形態の充実・改善を図りながら、教職員のライフステージに応じた計画的、体系的な研修を実施しています。

平成18年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	日数等	人数
教職員	基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	258日	7,311人
	希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、社会教育等	202日	2,942人
	支援研修 サテライト、スキルアップ	199回	5,529人
	派遣研修 大学院、日本人学校、民間企業等		114人
	合計		15,896人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数。

ウ 警察職員

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう研修を実施しています。

平成18年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	期数	人数
警察職員	採用時教養 初任科、初任総合科、一般職員初任科	8期	252人
	昇任時教養 警部補任用科、巡査部長任用科	2期	38人
	専科等教養 部門別任用科、専科、長期末入校者研修	41期	725人
	合計	51期	1,015人

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

職員の能力、実績、勤務態度等を各所属長等が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら新たな人事評価制度の整備を進めており、平成18年度には管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入し、また、その他の職員に対しては「能力評価」の試行を開始したところです。

イ 教育委員会

教職員の勤務成績の評定は、これまで各所属長が教職員の能力、勤務成績等を評価し、教職員の昇任、異動等に当たっての参考資料としておりましたが、平成18年度は、全ての教職員を対象に、教職員一人ひとりの「目標管理」と校長等の「実績評価」からなる教職員評価システムの試行実施しました。

今後は、平成18年度の試行結果を踏まえ、教職員の資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの実現に向けた教職員評価システムとなるよう検討を進めていきます。

また、教育庁各課長等の管理職に対しては、知事部局と同様に、「能力評価」と「実績評価」を行い、その他の職員に対しては能力評価の試行を行い、公正で納得性の高い評価制度の整備に向け、さらに取組みを進めていくこととしています。

ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、山口県職員健康管理規程（昭和50年山口県訓令第2号）等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

（注）小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

平成18年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区 分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	9所属	19所属
教育委員会	—	47所属
警察本部	—	18所属

イ 健康管理

平成18年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備 考
定期健康診断 (法定)	対象者	4,643人	4,863人	3,479人	胸部エックス線撮影、 血液検査ほか
	受診者	4,600人	4,343人	3,478人	
ガン検診 (任意)	胃ガン	2,357人	3,153人	2,244人	老人保健事業対象
	大腸ガン	933人	1,703人	2,379人	
	子宮ガン	290人	291人	207人	
	乳ガン	97人	297人	185人	

ウ 作業環境管理

平成18年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結 果	検査内容
27	61	全て適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

（注）知事部局のみ

(2) 福利厚生 of 状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

（注）教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区 分	事 業 名	実施機関	概 要
知事部局等	元気回復事業等への助成 職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール	共済組合 県・共済 "	各部局、各地域単位で行う事業へ助成 ソフトボールなど6種目 本庁各課による対抗戦
教育委員会	元気回復事業等への助成	県・共済	各所属、各地域単位で行う事業へ助成
警察本部	元気回復事業等への助成	共済組合	各所属単位で行う事業へ助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区 分	項 目	金 額	概 要
知事部局等	共済組合への負担金	6,644,170千円	短期、長期経理に係る法定負担金 健康保持・疾病予防事業等の奨励 健康管理事業等の奨励
	〃 への補助金	4,289千円	
	職員互助会への補助金	6,221千円	
教育委員会	共済組合への負担金	19,373,502千円	短期、長期経理に係る法定負担金 福利厚生事業の奨励 福利厚生事業等の奨励
	〃 への補助金	1,413千円	
	職員互助会への補助金	75,648千円	
警 察 本 部	共済組合への負担金	4,570,731千円	短期、長期経理に係る法定負担金 福利厚生事業の奨励
	職員互助会への補助金	12,297千円	

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、公務災害（公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等）、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成18年度認定件数は、次のとおりです。

	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	41件	4件	45件
教育委員会	111件	8件	119件
警 察 本 部	74件	0件	74件

(注)小中学校教職員を含む。

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成18年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
上 級	行 政	609	482	56	50	27	17.9	
	警察事務	117	96	14	13	4	24.0	
	社会福祉	47	43	8	8	3	14.3	
	土 木	87	65	31	29	14	4.6	
	建 築	13	11	7	7	4	2.8	
	農 業	24	20	4	4	1	20.0	
	獣 医 師	10	8	5	5	5	1.6	
	水 産	15	12	4	4	1	12.0	
	化 学	30	21	5	5	3	7.0	
	衛生薬学	6	6	4	4	1	6.0	
	衛生監視	13	11	8	8	3	3.7	
	薬 剤 師	20	19	12	10	5	3.8	
	研究員（金属）	6	5	4	4	1	5.0	
	計	997	799	162	151	72	11.1	
中 級	小・中学校栄養士	56	48	8	8	3	16.0	
初 級	事 務	135	120	27	25	10	12.0	
	警察事務	83	74	7	7	5	14.8	
	土 木	14	11	7	5	3	3.7	
	小・中学校事務	49	43	11	11	4	10.8	
	計	281	248	52	48	22	11.3	
保 健 師 助 産 師 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 看 護 師	保 健 師	41	23	10	9	3	7.7	
	助 産 師	14	13	12	9	5	2.6	
	診療放射線技師	15	12	8	8	3	4.0	
	理学療法士	6	5	4	4	1	5.0	
	作業療法士	9	7	4	3	1	7.0	
	看 護 師	61	50	41	29	25	2.0	
	計	146	110	79	62	38	2.9	
警 察 官	男性 (A)	一般	586	456	287	233	126	3.6
		武道指導	4	3	1	1	1	3.0
	男性 (B)	465	393	198	182	85	4.6	
	女性 (A)	106	74	16	14	6	12.3	
	女性 (B)	89	72	7	7	4	18.0	
計	1,250	998	509	437	222	4.5		
合 計		2,730	2,203	810	706	357	6.2	

(2) 選考の状況（平成18年度）

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	1			1
	8				0
	7				0
	6	3	2		5
	5		13		13
	4		4		4
	3	20	1		21
	2	5			5
公安職	1	8	1	2	11
	9				0
	8			1	1
	7			1	1
	6			4	4
	5			4	4
	4			2	2
	3			4	4
海事職	2				0
	1			1	1
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
研究職	2	1			1
	1			1	1
	5	1			1
	4				0
	3				0
医療職(一)	2	4			4
	1	9			9
	3	7			7
	4				0
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	2			2
	1				0
教育職(二)	4		1		1
	3		1		1
	2		5		5
	1				0
計		61	28	20	109

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	7			7
	8	5	1		6
	7	33	3	1	37
	6	109	19	6	134
	5	83	17	7	107
	4	208	49	10	267
	3	101	20	18	139
	2				0
1				0	
公安職	9			5	5
	8			4	4
	7			21	21
	6			11	11
	5			23	23
	4			71	71
	3			32	32
	2				0
1				0	
海事職	6				0
	5				0
	4	2			2
	3	1	1	2	4
	2				0
1				0	
研究職	5	5			5
	4	4	1		5
	3	15		1	16
	2	11	4		15
	1				0
医療職(一)	4				0
	3	2			2
	2	7			7
	1				0
医療職(二)	7				0
	6				0
	5		7		7
	4	2	4		6
	3	2	3		5
	2				0
	1				0
医療職(三)	7				0
	6				0
	5	3			3
	4	11			11
	3	10			10
	2				0
	1				0
教育職(一)	4	1			1
	3		1		1
	2		3		3
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2		1		1
	1				0
計		622	134	212	968

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

報告日	報告の別	主な内容
平成18年 10月11日	報 告	<p>(1) 給与について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の給与 イ 民間給与の調査 ウ 公民給与の比較 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 比較方法の見直し (比較対象企業規模100人以上→50人以上等) (イ) 月例給 (公民較差 △0.03%) (ウ) 特別給 (民間特別給 4.47月分) エ 人事院の報告及び勧告 オ 国家公務員との給料の比較 カ 物価及び生計費 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 物価指数等 (イ) 標準生計費 キ 給与の改定等について <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本年の給与改定 (月例給、特別給の双方について改定なし) (イ) 給与構造の見直し (管理職手当の定額化、扶養手当の引上げ、地域手当の支給割合の引上げ、初任給基準の改定) (ウ) その他の課題 ク 給与勧告制度の意義と役割 <p>(2) 勤務環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総実勤務時間の短縮 (イ) 休息時間の廃止 (ウ) 職業生活と家庭生活の両立支援 (エ) 職員の健康管理対策 (オ) 職員の苦情相談の処理 <p>ケ 人事行政の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 新たな人事評価制度 (イ) 人材の確保・育成等 (ウ) 公務員の任用の在り方 (エ) 公務員倫理
	勧 告	<p>(1) 管理職手当の定額化に伴う上限規定の整備</p> <p>(2) 扶養手当 (3人目以降の子等 5,000円→6,000円)</p> <p>(3) 平成19年4月1日から実施</p>

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度は新規事案、継続事案ともにありません。

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

平成18年度は新規事案、継続事案ともにありません。